

第 97 号議案

令和 8 年 3 月 1 9 日
総 務 課

人事委員会事務局事案決定実施細目の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正する。

記

1 改正の概要

各種法令等の改正に伴い、事案決定実施細目の整備を行う。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行年月日

改正の決定の日以後適用する。ただし、任用給与課専管項目にかかる改正は、関係規則の施行日（令和 8 年 4 月 1 日）から適用する。

● 目次前頁記載部分

＜現行＞	
8	この実施細目中、委員会決定とされている事案で、テロや大規模災害など予測し難い突発的な事項に伴い、委員会を開催する暇が無く、真に緊急性を要する事案を決定せざるを得ない場合には、委員長決定とし、決定後、直近に開催される委員会において報告することとする。

＜改正案＞		改正理由
8	この実施細目中、委員会決定とされている事案で、テロ、大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症のまん延など予測し難い突発的な事項に伴い、委員会を開催する暇が無く、真に緊急性を要する事案を決定せざるを得ない場合には、委員長決定とし、決定後、直近に開催される委員会において報告することとする。	危機管理マニュアルに基づき、真に緊急性を要する事案を決定せざるを得ない場合に、新型インフルエンザ等の感染症のまん延を追加

● 専管事案の改正（任用公平部総務課）

番号	件名	決定事案名	決定区分					備考	
			委	委員長	局	部	課		課代
25-1 (200)	情報化施策等に関する事案。	情報処理システムの運営及び情報処理機器の利用に係る基本方針を決定すること。			○				
25-5 (204)	情報化施策等に関する事案。	情報化施策に係る基本方針を決定すること。			○				

＜改正案＞		決定区分		備考	改正理由				
番号	件名	決定事案名	委			委員長	局	部	課
25-1 (202)	情報化施策等に関する事案。	情報化施策に係る基本方針（重要な事項に限る）を決定すること。		○					地方自治法改正により人事委員がサイバーセキュリティ基本方針等の適用対象となるため
25-2 (203)	情報化施策等に関する事案。	情報化施策に係る基本方針を決定すること。（25-1に該当するものを除く）。			○				項番25-1の新設に伴う改正
25-6 (207)	情報化施策等に関する事案。	情報処理システムの運営及び情報処理機器の利用に係る基本方針（重要な事項に限る）を決定すること。		○					地方自治法改正により人事委員がサイバーセキュリティ基本方針等の適用対象となるため
25-7 (208)	情報化施策等に関する事案。	情報処理システムの運営及び情報処理機器の利用に係る基本方針を決定すること（25-6に該当するものを除く）。			○				項番25-6の新設に伴う改正

● 専管事案の改正（任用公平部任用給与課）

番号	件名	決定事案名	決定区分					備考	
			委	委員長	局	部	課		課代
15-5 (83)	初任給、昇格及び昇給等に関する事案。	初任給の経験加算の限度の基準を決定すること。	○						
15-6 (84)	初任給、昇格及び昇給等に関する事案。	経験年数を有する職員を採用した場合の昇給（給料月額）の決定を承認すること。（個別）		○					
19-7 (112)	諸手当等に関する事案。	交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である職員又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を定めること。	○						
19-8 (113)	諸手当等に関する事案。	運賃相当額の限度額を定めること。	○						
19-9 (114)	諸手当等に関する事案。	通勤不便等の事由に該当する職員を定めること。	○						
19-10 (115)	諸手当等に関する事案。	特別の交通用具の承認をすること。	○						

＜改正案＞		決定区分		備考	改正理由				
番号	件名	決定事案名	委			委員長	局	部	課
		<u>（削除）</u>							令和8年1月23日公布の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正により、経験加算の限度の基準を廃止したため
		<u>（削除）</u>							令和8年1月23日公布の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正により、当該承認が不要となったため
19-7 (110)	諸手当等に関する事案。	通勤手当の支給に関し交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である職員又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を定めること。	○						19番台（諸手当等に関する事案。）のうち手当名称の記載がない通勤手当関係に、手当名を記載し他の手当との文言の均衡をはかるため
19-8 (111)	諸手当等に関する事案。	通勤手当の支給に関し運賃相当額の限度額を定めること。	○						同上
19-9 (112)	諸手当等に関する事案。	通勤手当の支給に関し通勤不便等の事由に該当する職員を定めること。	○						同上
19-10 (113)	諸手当等に関する事案。	通勤手当の支給に関し特別の交通用具の承認をすること。	○						同上
19-11 (114)	諸手当等に関する事案。	通勤手当の支給に関し自転車等を使用する職員の区分、自転車等の片道の使用距離の区分及びその区分に応じた額を定めること。	○						給与条例第の改正により、交通用具を使用する職員の区分、距離区分、額を人事委員会規則で定めることとなったため（R8.4.1施行）
19-12 (115)	諸手当等に関する事案。	通勤手当の支給に関し駐車場等を利用しその料金を負担する職員の交通の用具及び通勤手当の要件、支給額等を定めること。	○						給与条例の改正により、通勤手当として新たに支給されることとなった駐車場の料金を相当する額等を人事委員会規則で定めることとなったため（R8.4.1施行）

（委員会議決事案）

第二条 人事行政の運営に関し、委員会の議決を経る事案は次のとおりとする。

- 一 委員会規則の制定及び改廃に関する事案。
- 二 人事行政の調査に関する事案。
- 三 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究の成果を議会及び長に報告すること。
- 四 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に対する意見の申出に関する事案。
- 五 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- 六 任命の方法の一般的基準の決定に関する事案。
- 七 競争試験及び選考の基準に関する事案。
- 八 職員の退職管理に係る規制違反行為についての任命権者への調査要求並びに任命権者が行う調査の報告要求及び意見陳述に関する事案。
- 九 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
- 十 人事評価の実施に関し任命権者に勧告すること。
- 十一 研修に関する計画の立案その他に関し任命権者に勧告すること。
- 十二 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の判定及び勧告に関する事案。
- 十三 不利益処分に関する審査請求の裁決及び指示に関する事案。
- 十四 公務災害補償に関する審査の申立ての裁定に関する事案。
- 十五 職員団体の登録及び登録取消しのための口頭審理に関する事案。
- 十六 退職手当の支給制限等の処分等に係る諮問に対する答申に関する事案。
- 十七 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第五項に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定中職員に関して適用されるもの(以下「労働基準法等の規定」という。)に基づく許可、認定その他特に重要な行政処分に関する事案。
- 十八 特に重要な異議の申立て及び訴訟に関する事案。
- 十九 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案。
- 二十 特に重要な告示、訓令、通達等に関する事案。
- 二十一 特に重要な広報及び広聴に関する事案。
- 二十二 特に重要な情報公開に関する事案。
- 二十三 特に重要な保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事案。
- 二十四 前各号のほか特に重要な事項に関する事案。

（実施細目）

第八条 局長は、第二条及び前条の規定により委員会、委員長、局長、部長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目を定めなければならない。ただし、委員会及び委員長についての実施細目の制定改廃については、委員会の承認を受けなければならない。